

○津幡町国際見本市等出展促進事業費助成金交付要綱

平成7年4月1日

津幡町告示第17号

(趣旨)

第1条 町長は、本町の企業者の販路の開拓と本町の産業振興に資するため、自社の製品を国際見本市又はこれに類する見本市若しくは展示会及び物産展（以下「国際見本市等」という。）へ出展する事業を行う本町の企業者に対し、助成金を交付するものとし、その交付に関しては、津幡町補助金交付規則（昭和43年津幡町規則第3号。以下「規則」という。）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この要綱において助成対象とする企業者とは、1年以上本町に本社本店機能を有する事業所が所在し、引き続き同一の事業を営んでいる会社及び個人であって、製造業に属する事業を営むものであり、かつ、津幡町商工会の会員であるものとする。ただし、町長が認めた場合はこの限りではない。

(助成対象事業)

第3条 町長は、自社の製品を国際見本市等へ出展する事業を行う企業者に対し、その出展事業が本町の産業振興に資すると認めた場合に限り、予算の範囲内で助成金を交付することができる。ただし、他の助成制度の適用を受けないものに限る。

2 町長は、助成対象事業を決定するに当たって、津幡町商工会の意見を求めることができる。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 小間料
- (2) 小間装飾料
- (3) 出品物の梱包料及び輸送料
- (4) 広告宣伝費及び印刷費
- (5) その他町長が必要があると認める経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条の規定により助成金の対象となる経費の2分の1以内の額とし、その額は、国外で開催される国際見本市等の場合は60万円を、国内で開催される国際見本市等の場合は30万円を、それぞれ超えないものとする。

2 助成金の交付は、1企業者につき同一年度1回を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、助成金交付申請書(様式第1号)を国際見本市等への出展計画の際、速やかに町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 町長は、助成金交付申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(変更の届出)

第8条 申請者は、助成金交付申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、助成金交付の対象となった国際見本市等が完了したときは、助成事業実績報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 町長は、申請者から提出があった助成事業実績報告書の内容を審査のうえ、助成金の額を確定したときは、助成金確定通知書(様式第4号)を申請者に通知する。

(助成金の交付)

第11条 助成金の支払は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後にこれを行うものとする。

2 申請者は、規則に定める助成金請求書を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取消し又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

(2) その他不正行為があったとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成18年11月9日津幡町告示第98号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日津幡町告示第33号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日津幡町告示第35号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

津幡町長 様

所在地

名 称

代表者

印

津幡町国際見本市等出展促進事業費助成金交付申請書

津幡町国際見本市等出展促進事業費助成金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

1 企業の概要

本社所在地			
工場所在地			
資 本 金	万円	業 種	
従 業 員 数	人	生 産 品 目	
連 絡 先	(役職名)	(氏名)	☎

2 国際見本市等出品物の概要

出品予定製品 _____

出品予定小間数 _____ 小間

展示予定面積 _____ m²

3 国際見本市等の概要

名 称			
開催期日			
開催場所			
主催団体			
後援・協力			
総展示面積		総小間数	
参加国数		出展企業数	
入場者数等			
その他内容			

4 経費(予算)の概要

小 間 料	
小 間 装 飾 料	
梱包料及び輸送料	
広告宣伝費及び印刷費	
そ の 他	
合 計	

※ 添付資料

- ・会社概要及び経歴書
- ・出展製品カタログ
- ・国際見本市等紹介パンフレット
- ・経費積算の根拠となる資料

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

住 所
又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

津幡町長



助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、津幡町国際見本市等出展促進事業費助成金については、下記条件を付して金 円を交付することに決定したので通知する。

記

- 1 この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、年 月 日付け助成金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金の額は、補助事業が完了した後に確定する。
- 3 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 4 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、町長の承認を受けること。
- 5 補助事業を中止し、又は廃止する場合において町長の承認を受けること。
- 6 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- 7 補助事業が完了したときは、完了後15日以内に補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、町長に報告すること。
- 8 以上のほか、津幡町補助金交付規則の定めに従うこと。

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

津幡町長 様

住 所
又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

助 成 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付 第 号により助成金交付決定の通知があった津幡町
国際見本市等出展促進事業を下記のとおり実施したので、津幡町国際見本市等出展促進事
業費助成金交付要綱の規定により関係書類を添えて報告いたします。

記

- 1 収支決算書 (別紙のとおり)
- 2 事業実施期間 年 月 日から 月 日まで
- 3 事業の内容及び経費の精算書 (別紙のとおり)
- 4 その他

関係書類

様式第4号(第10条関係)

第 号
年 月 日

住 所
又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

津幡町長



助 成 金 交 付 確 定 通 知 書

年 月 日付助成事業実績報告書を審査の結果、下記金額を津幡町国際見本市等出展促進事業に対する助成金として確定したので通知する。

記

金 円

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第10条関係)